

地方消費税率の引上げに係る用途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、さらに令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度東庄町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 101,945 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 519,289 千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他		
① 社会福祉 (障がい者、障害児等)	687,422	462,413	2,425	222,584	43,697
② 社会保障 (国保、介護保険等)	357,691	75,321	0	282,370	55,434
③ 保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	64,740	10,405	40,000	14,335	2,814
歳出合計	1,109,853	548,139	42,425	519,289	101,945

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分